

J 国 際 学 院 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、外国人ならびに日本語を母国語としない者に対する日本語教育を行い、日本語能力の向上及び日本語の普及を図ると共に、国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、J 国際学院 (Japanese International School) という。

(位置)

第 3 条 本学は、大阪府大阪市西区立売堀 1 丁目 1 番 3 号に置く。

第 2 章 コース・修業期間・収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第 4 条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第 1 部	一般 1 年	1 年	160 人	8	
	進学 1 年	1 年	40 人	2	
	進学 1 年 3 か月	1 年 3 か月	20 人	1	
	進学 1 年 6 か月	1 年 6 か月	60 人	3	
	進学 1 年 9 か月	1 年 9 か月	40 人	2	
	進学 2 年	2 年	60 人	3	
	小計		380 人	19	
第 2 部	一般 1 年	1 年	160 人	8	
	進学 1 年	1 年	40 人	2	
	進学 1 年 3 か月	1 年 3 か月	20 人	1	
	進学 1 年 6 か月	1 年 6 か月	60 人	3	
	進学 1 年 9 か月	1 年 9 か月	40 人	2	
	進学 2 年	2 年	60 人	3	
	小計		380 人	19	
合計			760 人	38	

(始期・終期等)

第5条 本学のコースは、1月・4月・7月及び10月に始まり、3月に終わる。

但し、一般コースは12か月をもってコースの修了とする。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から6月30日

(2) 第2学期 7月1日から9月30日

(3) 第3学期 10月1日から12月31日

(4) 第4学期 1月1日から3月31日

3 一日当たりの授業時間は4時間以上とし、一学期あたりの授業日数は40日以上、年間190日以上とする。但し、ここにいる一時間とは、45分とする。

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休暇(6月下旬から7月上旬)

(4) 秋季休暇(9月下旬から10月上旬)

(5) 冬期休暇(12月下旬から1月上旬)

(6) 春季休暇(3月下旬から4月上旬)

(7) GW休業日 (4月下旬から5月上旬にかけて10日程度)

(8) お盆休み(8月中旬に10日程度)

2 上記(3)から(8)を当学院での長期休暇とする。

3 休業日は毎年 of 暦によって定められる。

4 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学院長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、別途休業日を設けたり、休業日に授業を行うことができる。

5 非常災害その他急迫の事情があると学院長が認めたときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、学院長が定める。

第3章 教育課程・授業時数・学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。但し、ここにいる一授業時数とは、45分とする。

(1) 一般 1 年コース

科目	言語知識 (文字語彙・文法)	聴解	読解	会話	作文
授業内容	日本語の 言語知識の習得	日本語の 聴解力の向上	日本語の 読解力の向上	日本語での 会話能力の向上	日本語での 作文能力の向上
初級Ⅰ	14 時間/週	2 時間/週	2 時間/週	1 時間/週	1 時間/週
初級Ⅱ	14 時間/週	2 時間/週	2 時間/週	1 時間/週	1 時間/週
中級Ⅰ	8 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	3 時間/週	1 時間/週
中級Ⅱ	8 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	3 時間/週	1 時間/週
上級Ⅰ	9 時間/週	3 時間/週	4 時間/週	2 時間/週	2 時間/週
上級Ⅱ	9 時間/週	3 時間/週	4 時間/週	2 時間/週	2 時間/週
マスター	6 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	5 時間/週	1 時間/週
ビジネス	6 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	2 時間/週

(2) 進学 1 年コース、進学 1 年 3 か月コース、進学 1 年 6 か月コース、進学 1 年 9 か月コース、進学 2 年コース

科目	言語知識 (文字語彙・文法)	聴解	読解	会話	作文
授業内容	日本語の 言語知識の習得	日本語の 聴解力の向上	日本語の 読解力の向上	日本語での 会話能力の向上	日本語での 作文能力の向上
初級Ⅰ	14 時間/週	2 時間/週	2 時間/週	1 時間/週	1 時間/週
初級Ⅱ	14 時間/週	2 時間/週	2 時間/週	1 時間/週	1 時間/週
中級Ⅰ	8 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	3 時間/週	1 時間/週
中級Ⅱ	8 時間/週	4 時間/週	4 時間/週	3 時間/週	1 時間/週
上級Ⅰ	9 時間/週	3 時間/週	4 時間/週	2 時間/週	2 時間/週
上級Ⅱ	9 時間/週	3 時間/週	4 時間/週	2 時間/週	2 時間/週
特別進学Ⅰ	6 時間/週	4 時間/週	6 時間/週	2 時間/週	2 時間/週
特別進学Ⅱ	6 時間/週	4 時間/週	6 時間/週	2 時間/週	2 時間/週

(学習の評価)

第 9 条 学習の評価は、試験成績、出席状況、受講態度を総合して決定し、5 段階評価とする。また、評価中 2 以下の科目がある場合は、原則、次学期に進級出来ないこととする。

(教職員組織)

第 10 条 本学に次の教職員を置く

- (1) 学院長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 38 名以上(うち専任 16 名以上)
 - (4) 生活指導担当者 5 名以上(教員および事務職員との兼務を認める)
 - (5) 事務職員 8 名以上(うち専任 3 名以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 学院長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第 4 章 入学・休学・退学・卒業及び賞罰

(入学資格)

第 11 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者 (進学コースのみ)
- (2) 年齢が 16 才以上の者
- (3) 正当な手段によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第 12 条 入学の時期は、毎年 1 月・4 月・7 月及び 10 月とする。

(入学手続)

第 13 条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第 19 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第 19 条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第 14 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7 日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。

- 2 休学をした者が復学しようとする場合は、学院長にその旨を届出て、学院長の許可を得て復学することができる。

(退学・転学)

第 15 条 退学及び転学しようとする者は、その事由を記し、学院長に許可を受けなければならない。

(卒業の認定)

第 16 条 学院長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 9 条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の卒業を認定する。

2 学院長は、本学の所定の課程を修めた者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞金)

第 17 条 学院長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞金を与えることができる。

(懲戒処分)

第 18 条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学院長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、謹慎及び退学の 3 種とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) その他学院長が当学院の生徒として不適当と認めた者

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 19 条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	進学 2 年コース	進学 1 年 9 か月コース	進学 1 年 6 か月コース
(1) 入学検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円
(2) 入学金	50,000 円	50,000 円	50,000 円
(3) 授業料	1,560,000 円	1,365,000 円	1,170,000 円
(4) 維持費	40,000 円	35,000 円	30,000 円

	進学 1 年 3 か月コース	進学 1 年コース	一般 1 年コース
(1) 入学検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円
(2) 入学金	50,000 円	50,000 円	50,000 円
(3) 授業料	975,000 円	780,000 円	780,000 円
(4) 維持費	25,000 円	20,000 円	20,000 円

(納期)

第 20 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第 1 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 21 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を 1 か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、学院長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 22 条 すでに納入した生徒納付金の返還は、原則として以下の通りとする。

- 1、 「在留資格認定証明書」不交付の場合は、選考料を除く納入金を返金する。
- 2、 在外公館にて入国査証（※ビザ）の発給が認められなかった場合は、「入学許可証明書」が返還され、入国査証が発給されなかったことが証明できる書類の提出をもって、選考料を除く納入金を返金する。
- 3、 査証取得後、学生の都合により入学を辞退する場合は、「在留資格認定証明書」と「入学許可証明書」の返還をもって選考料と入学金を除く納入金を返金する。
- 4、 来日後から入学式までに、学生の都合により入学を辞退する場合は、帰国確認後（※帰国したことが確認できる書類の提出が必要）に、選考料、入学金、入学取消手数料（※学費 3 か月相当額）を除く納入金を返金する。
- 5、 入学後に中途退学する場合は、届出の提出があり、帰国確認後または在留資格変更確認後（※帰国したことが確認できる書類、または在留資格変更の完了が証明できる書類の提出が必要）、届出を提出した月の翌月から数えて 4 か月目以降の未受講分の学費を返金する。※ただし、入学から 6 か月以内の学費については、いかなる理由であっても返金しない。
- 6、 伝染病による入院などにより公欠が認められ、当月の全授業日が公欠になった場合に限り、納めたその月の学費から在籍維持手数料（1 か月当たり 2 万円）を除いた残りの金額を、その後の学費などに充当することができる。
- 7、 法令、校則に違反して除籍処分となった場合、返金には一切応じない。

第 6 章 雑 則

(健康診断)

第 23 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

附則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 5 年 11 月 7 日から施行する。

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日より施行する。